

仙台大学柔道塾運営規則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この団体の名称は仙台大学柔道塾（以下、柔道塾）とする。
- 第 2 条 この柔道塾は柴田町および、近隣地区の柔道愛好者をもって組織する。

第 2 章 目的および事業

- 第 3 条 この柔道塾は、幼児・小学生等を対象とした柔道の普及を図り、柔道を通じて会員の健全な精神と身体を養うこと、会員相互の親睦を図り地域社会の連携を深めることを目的とする。
- 第 4 条 この柔道塾は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- 2 柔道の稽古および試合への参加
 - 3 その目的を達成するために必要な活動
- 第 5 条 この柔道塾の定例稽古は別途定めることとする。

第 3 章 会 員

- 第 6 条 会員となろうとする者は、次の要件を備えていなければならない。
- 2 柔道塾の目的に賛同するものであること
 - 3 柔道塾が定める諸規則を遵守するものであること
- 第 7 条 会員となろうとする者は柴田町スポーツ少年団に入団しなければならない。
- 第 8 条 会員となろうとする者は、保護者の承諾のある入会申し込み書を提出しなければならない。
- 第 9 条 会員は塾長に通知することにより、いつでも脱会できる。
- 第 10 条 柔道塾は第 6 条の要件を満たさない会員については除名することができる。

第 4 章 会費および会計

- 第 11 条 会費は無料とする。
- 2 ~~年間の諸経費は自己負担とする。~~（削除）
 - 3 諸経費は全日本柔道連盟競技者登録料（¥1,500）、スポーツ少年団登録料（¥950）、柔道塾が指定したスポーツ安全協会傷害保険料（¥800）とする。（変更）
 - 4 諸経費は保護者会費（塾生 1 名に対し、年間¥10,000）から支払う。（変更）
 - 5 未就学児に関しては全日本柔道連盟競技者登録料が¥600（保険料のみ）となります。（追加）
- 第 12 条 一旦入金した諸経費は理由の如何に問わず返還しない。
- 第 13 条 この柔道塾の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 5 章 事故の責任

- 第 14 条 この柔道塾の活動時に起きた傷病について、応急処置は行うがその後の責任は一切負わない。
- 2 第 11 条項で加入した傷害保険の範囲内のみ責任を負う。

第 6 章 組織

- 第 15 条 この柔道塾に役員として、塾長 1 名、~~塾長補佐 2 名~~を置く。(変更)
- 2 塾長は南條充寿があたるものとし、柔道塾の運営を総括する。
 - 3 ~~塾長補佐については塾長が委嘱するものとする。(削除)~~
 - 4 役員の任期は定めない。
 - 5 この柔道塾に顧問を置くことができる。
 - 6 この柔道塾の運営に関する会議は、役員会とする。
 - 7 この柔道塾に監事を 1 名置き、活動について定期的な監査を行う。(変更)
- 第 16 条 役員会は指導を行う指導部を設置する。
- 2 指導部は役員会が任命したもので構成される。
 - 3 指導部は塾長に任命された指導部長が総括する。
 - 4 この柔道塾の指導に関する会議は指導部会とする。

第 7 章 細則

- 第 17 条 本規則に定めない事項および運営上必要な細則は役員会の決議によって定める。
- 第 18 条 この規則の改廃は役員会議でこれを行う。
- 第 19 条 この柔道塾の広告（HP など）において掲載される氏名・写真は特段の申し出がない限り柔道塾の判断で公開する。

- 附則 この規則は平成 23 年 7 月 19 日から施行する。
この規則は平成 25 年 5 月 17 日から施行する。
この規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規則は平成 27 年 5 月 19 日から施行する。